

令和7年4月より 下記の世田谷区立小学校に

知的障害特別支援学級を開設します

世田谷区教育委員会では、「世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画」に基づき、特別な支援を必要とする児童・生徒への多様な学びの場をより充実させるため、特別支援学級の整備を進めています。

令和7年4月より小学校2校に知的障害特別支援学級を開設します。

◎瀬田小学校
(瀬田2-15-1)

◎用賀小学校
(上用賀6-14-1)

★「知的障害特別支援学級」での教育活動について

- 1学級の生徒数は8名以内で、少人数グループで習熟度に応じた教科学習を実施しています。
- 生徒の状況に応じて、学校行事や一部の教科をともに学習する等、通常の学級との交流を行っています。
- 生徒の障害による学習及び生活上の困難を改善・克服することをねらいとした「自立活動」を実施しています。

★対象となる児童

- 知的発達の遅れにより、少人数での学習や集団生活が必要であること。
- 他人との意思疎通に軽度の困難さがあり、日常生活を送る上で、一部援助が必要であること。
- 当該年齢で求められる社会生活での適応が困難であること。

「初就学」(令和7年度に新1年生に入学するお子さん)、「転学」で申し込みの方法が異なりますのでご注意ください。

★「知的障害特別支援学級」の入級の流れ(就学相談)

就学相談 : 来年度小学校へ入学するお子さんの相談

受付期間 : 令和6年10月31日(木)まで

1	教育委員会(支援教育課 支援教育担当)への申し込み ・保護者の方が電話で相談の申し込みをしてください。
2	就学相談書類の送付 ・教育委員会より、就学相談の書類を郵送します。必要事項をご記入の上、速やかに返送してください。 ・相談書類が到着後、面談日・場所等の調整の連絡をします。
3	教育相談室での面談 ・教育相談室の心理の相談員が、お子さんの状況を客観的に把握するための発達検査の実施や様子を見させていただきます。
4	専門委員会 ・通常学級教諭、特別支援学級教諭、特別支援学校教諭等がお子さんの様子を見させていただきます。
5	就学支援委員会 ・保護者の希望や教育相談室や専門委員会・入級相談会でのお子さんの様子をもとに、医師、小・中学校長の代表、教育相談室の心理相談員、特別支援学校の教諭等の幅広い意見と検討を加え、就学先についての意見をまとめます。
6	保護者への連絡・相談 ・就学支援委員会でまとめた意見等をお伝えします。 ※ご希望と異なる結果が出た場合は、必要に応じて継続して相談を行うこともできます。

★「知的障害特別支援学級」の入級の流れ(転学相談)

現在、既に小学校に在籍しているお子さんで、通常の学級から特別支援学級へ転校するための相談(転学相談)については、個々の状況によりご相談の流れが異なりますので、支援教育担当へ直接お問い合わせください。

お問い合わせ

支援教育課 支援教育担当 電話 6453-1514